

建設工事請負契約約款等の一部改正について（お知らせ）

平成28年2月10日  
江 田 島 市

1 概要

破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき破産管財人等が契約を解除した場合でも、発注者の違約金請求権が発生するよう、建設工事請負契約約款等の改正を行いました。

2 改正内容について

(1) 建設工事請負契約約款 ※追加・修正部分を赤字で表示しています。

改正後	改正前
<p>第1条～第42条（略） <b>（発注者の解除権）</b> 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。 (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。 (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。 (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 2 <b>次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1（受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</b> <b>(1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合</b> <b>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</b> 3 <b>次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</b> <b>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</b> <b>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</b> <b>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</b> 4 <b>第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</b> 第43条の2 発注者はこの契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(3)（略） 2（略） 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。この場合において同条第2項中「請負代金額の10分の1（受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、10分の3）」とあるのは、「請負代金額の10分の1」と読み替えるものとする。 第43条の3～第51条（略）</p>	<p>第1条～第42条（略） <b>（発注者の解除権）</b> 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。 (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。 (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。 (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 2 <u>前項の規定によりこの契約が解除された場合</u>においては、受注者は、請負代金額の10分の1（受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>

- (2) 土木設計業務等委託契約約款  
第42条に上記(1)と同様の規定を追加する。
- (3) 建築設計業務委託契約約款  
第45条に上記(1)と同様の規定を追加する。
- (4) 物品供給契約約款及び物品供給単価等契約約款  
第21条に上記(1)と同様の規定を追加する。
- (5) 業務委託契約約款  
第32条に上記(1)と同様の規定を追加する。
- (6) 修繕請負契約約款  
第34条に上記(1)と同様の規定を追加する。

3 適用対象について

平成29年2月10日以降に契約する工事・業務等